

**平成 2 8 年度
災害共済関係事業事務担当者研修会**

交通事故防止取組について ～主として公有車に関するもの～

**島根県町村会（一般財団法人全国自治協会事務受託）
全国町村職員生活協同組合島根県支部**



1 近年の公用車事故の傾向



《傾向 1 : 軽微な事故の多発》

◆平成 2 7 年度の事故内容

⇒全事故件数の**約 8 割**が

軽微な自損事故などによる

「過失 **1 0 0 %** 事案」

◆主な事故形態

- ・ 駐車場内・役場車庫等での（バック）
駐車時・発進時の接触事故

⇒ 全事故件数の過半数

- ・ カーブや曲がり角での内回り等による
住宅外壁、塀壁、ガードレールなどへの
接触事故！

⇒ 全事故件数の3 割程度！

◆その他の気になる事故形態

- ・ サイドブレーキを

引き忘れたまま車を坂道に駐車！

⇒ **車が無人の状態で転落、塀壁に衝突！といった事案も...**



《傾向 2 : 同一運転者による 複数回事故の多発》

◆同一運転者による 複数回事故の発生状況！

(平成 2 5 年 4 月以降の状況)

運転者	人数
4回以上事故	2
3回事故	2
2回事故	18
計	22

⇒ 3 年間で 2 2 名の方が複数回事故を！
4 回以上事故を起こされた方も 2 名あり！

◆同一運転者による 複数回事故の発生頻度

(平成 2 5 年 4 月以降の状況)

事故頻度	人数	割合
1週間以内に2回	1	5%
1ヵ月以内に2回	1	5%
3ヵ月以内に2回	1	5%
半年以内に2回	2	9%
1年以内に2回	6	27%
1年半以内に4回	2	9%
2年以内に2回	6	27%
2年以内に3回	2	9%
3年以内に2回	1	5%
計	22	100%

⇒過半数が1年以内に複数回

1週間以内に2回や1年半で4回といったケースも！



《傾向 3 : 業務委託先等の職員 による事故の多発》

◆事故車両の運転者内訳

(平成26年度・平成27年度の状況)

運転者	H26	H27		増減
	人数	人数	割合	
職員	55	77	64%	22
委託先	20	17	14%	△ 3
嘱託・臨時	24	14	12%	△ 10
(うち地域おこし協力隊含む)	(12)	(6)	5%	(△6)
無人・不明	7	10	8%	3
ALT	2	2	2%	0
指定管理	1	1	1%	0
スポット	2	0	0%	△ 2
計	111	121		10

⇒前年度比やや減も、**業務委託先**による事故は依然多い！

※地域おこし協力隊（H26：12人、H27：6人）とALT（H26、H27とも2人）も職員数の割合から考えると高い事故率！

◆ H 2 5 ～ H 2 7 の間に 複数回事故を起こした者の内訳

運転者	人数	割合
職員	7	32%
委託先	7	32%
嘱託・臨時	6	27%
(うち地域おこし協力隊)	(4)	18%
スポット	1	5%
ALT	1	5%
計	22	

⇒ **業務委託先**は複数回事故の発生率も高い！

※ **地域おこし協力隊**も複数回事故発生率が高い！

2 公用車事故の発生に伴い 想定される業務等への影響

軽微な事故でもこんなに大変！

◆さまざまな手間で時間を取られます！

▶ 庁内での事故報告等

▶ 修理業者とのやりとり

▶ 共済金請求に関する事務手間（書類作成、現場

写真の撮影や所有者への修理の要否確認など）

etc

◆修理の間は、公用車が使えません！

**つまり、
少なからず業務が停滞します！**

**しかし、
それだけではありません！**

軽微な事故に潜む危険！

◆ 「**相手が(動いて)いない**」ということは、
ほとんどが「**注意すれば防げる事故**」

⇒しかし、**重大事故とは紙一重！**

もし、

**サイドブレーキの引き忘れて
動き出した自動車の先に人がいたら**

**駐車場内でのバック駐車時に
子供が駆け出して来たら**

さらに、

統計データからも

**「軽微な事故の多発
＝重大事故誘発の危険大」**

ということが明らかになっています！

ハインリッヒの法則 (1 : 29 : 300の法則)

◆ハインリッヒ氏が調査した統計データ

「1件の大規模災害(重傷者や死人が出る災害)」の下には、
「29件の中規模な事故(怪我人の出る事故)」、
「300件のヒヤリとしたことやハッとしたこと(ヒヤリハット)」がある

⇒ヒヤリハットの撲滅による重大事故の防止が重要！

ハインリッヒの法則イメージ

**1 件の大規模災害
(重大事故)**

2 9 件の中規模な事故

**3 0 0 件の
ヒヤリとしたことやハッとしたこと
(ヒヤリハット)**

もし、重大事故が発生したら

**◆死亡事故等の重大事故発生や、
訴訟になった場合、
被害者・加害者の別にかかわらず、
長期間にわたり、心身ともに大きな
負担が・・・**

⇒だから、日頃の事故防止が重要！

つまり、大事なのは、

「軽微な事故も起こさないように、

気をつけて運転する習慣づくり」

3 公用車であるということ

**◆査定専門員が
公用車事故処理のなかで感じる
相手方（主として住民さん）の
町村や公用車管理に対する見方**

**◆地域住民の安全を守るとは、
地方公共団体の責務**

**◆公用車を運転する皆さんは、
住民さんからみれば町村そのもの**

**⇒「公用車は、
安全運転をして当たり前」
という見方！**

👉 **「公用車＝公有財産
＝住民の税金で購入した財産」**

⇒ **「公用車は、
大切にされていて当たり前」
という見方！**

だからこそ、

- ◆**公用車（町村）の事故に対する目は厳しく、示談交渉が難航する場合あり。**
- ◆**また、町村担当者や運転者に対して直接、厳しい要求や厳しい意見を言われるケースもある。**
- ◆**場合によっては、訴訟になるケースも！**

**そのような見方も踏まえて、
公用車の使用・管理にあたっては、**

**◆町村の看板を背負っているという
意識や、公有財産だという意識を
持つこと**

**◆より一層慎重な注意を払って運転
すること**

が重要です！



4 事故防止に向けた対策

◆安全運転の徹底と職場環境づくり

- ・ 確認作業（後方等）の徹底！
- ・ 法定速度の遵守
- ・ 駐車時のサイドブレーキの徹底
- ・ 余裕を持った出発（5分前行動）
- ・ 公用車であることの意識 など

◆複数回事故を起こさないために

- ・ 過去の事故原因の振り返り
- ・ 運転適性検査などで自分の運転特性を知る！

⇒事故防止研修会などの活用！

「だろう運転」 から

「かもしれない運転」 に

民間事業所での取組の一例

安全運転厳守条項（別添資料 8－3、松江署提供）

- ・ この条項を作成した事業所では、毎朝礼にて条項を復唱（現在では暗唱）し、運転の際にも厳守しているとのこと

⇒実際に事故防止にも効果あったとのこと

⇒個々の内容も事故防止に効果的！

⇒事故時の手間などを考えれば取組む価値あり！

各団体の事故防止取組 1

(過去の調査結果)

◆事故防止取組への参加

- ・「しまね安全ドライブコンテスト（別添 8－2）」への参加

◆講習会の実施

- ・警察署交通課署員・修理工場職員を講師に招き、車両点検方法や、技能走行の講習
(所要時間は 1 ～ 1.5 時間)

各団体の事故防止取組 2

(過去の調査結果)

◆安全運転についての周知

- ・ 定期的若しくは年末年始・盆・連休前に安全運転管理者より全職員に安全運転についての文書・メールを配信
- ・ 管理職会議における交通違反・事故防止等の注意喚起
- ・ 早朝、夕方の早期ライト点灯等を行うよう指導

◆報告体制

- ・ 軽微な事故であっても速やかに報告させる

各団体の事故防止取組 3

(過去の調査結果)

◆事故発生状況の周知

- ・ 事故発生の都度、グループウェアにて掲示版に掲載
⇒ 安全意識の高揚を図る
- ・ 事故発生一覧を掲示 ⇒ 事故発生防止の啓蒙
- ・ 交通安全だよりの作成、配布

◆交通安全 P R 及び運転者の自覚促進

- ・ 交通安全標語の掲示、啓発
- ・ 交通安全重点期間の設定
- ・ 公用車に「交通安全実施中」「早めのライト点灯」などのステッカー貼付

各団体の事故防止取組 4

(過去の調査結果)

◆公用車の管理

- ・ 公用車を担当課で集中管理
⇒ 公用車使用時に、運転者に対して安全運転の励行・
運行前点検等実施
- ・ 公用車ごとに運転管理者を配置しての点検・管理
- ・ 公用車使用簿の設置・記入

◆処分規程

- ・ 交通違反及び事故をした職員への懲戒処分基準等を規定

各団体の事故防止取組 5

(過去の調査結果)

◆業務委託先管理

- ・ 委託業者との業務委託契約書に安全運転管理事項を規定

◆署名運動

- ・ 飲酒運転追放等の署名運動実施

◆アルコールチェッカーの配置

- ・ 公用車のカギの受渡し場所にアルコールチェッカー設置



《補足 1 》 訴訟事案の増加！

◆訴訟事案が増加傾向！

◆公有・生協ともに訴訟事案が増加傾向！

- ▶訴訟になると、時間も手間も掛かります！
- ▶証人尋問等もあり、運転者には大きな負担となることも！

訴訟事案になったケース（過去）

◆双方主張が食い違うケース（センターラインを越えた、越えていないなど）で、
当方主張を100%証明するのは難しい

⇒特に対物のみの場合は、警察の調書も
証明材料となりにくい（過去のケース）

訴訟事案の対策

◆ドライブレコーダーの設置

センターラインオーバーのケース等
での証明効果は高いと考えられる。



《補足 2 》 運転者不明事案の 増加

◆**公用車には、明らかに走行中に
付いたと思われる傷あり！**

しかしながら
**いつ、どこで、だれが運転中に
傷が付いたのかわからないという
ケースが複数発生！**

**なかには、
運転中に接触したことに気付かず
に、事後に監視カメラの映像で、
他人の所有する車に接触していた
ことがわかったケースも！**

◆**場合によっては、「わからなかった」
では済まないことも...**

◆**「町村への不信」につながる恐れも...**

◆より慎重な運転はもちろんのこと、

**◆当たった(こすった)かもしれない
と思ったときは、すぐに確認を！**

**◆公用車の使用前後には、傷の有無等
の確認の徹底を！**

参考：事故の傾向（生協）

◆駐車場内での確認を怠ったための事故が多発

◆契約者の子、退職者組合員の事故が多発

・現職 30 件 : 退職者 42 件

・本人 38 件 : 家族等 34 件

⇒職員経由で家族へも安全運転の周知を！
退職者へも機会があれば呼びかけを！

◆同じ方が複数回事故を起こされることも